

議案第25号

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市六ツ師女夫越児童遊園及び北名古屋市鹿田西赤土児童遊園を廃止し、並びに字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号、第5条第2号及び第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表北名古屋市六ツ師女夫越児童遊園の項及び北名古屋市鹿田西赤土児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月20日から施行する。